

長崎県海岸漂着物対策推進計画



～ごみのない美しい海岸を目指して～

令和3年3月

 長 崎 県

目 次

長崎県海岸漂着物対策推進計画見直しの趣旨	1
長崎県の海岸の現状	2
1 海岸の利用状況等	2
2 長崎県における海岸漂着物の状況	3
長崎県における海岸漂着物対策の基本方針	5
1 海岸漂着物等の円滑な処理の推進	5
2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	8
3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	12
4 国際協力の推進	13
5 その他の海岸漂着物対策	14
海岸の将来像・基本目標	16
1 海岸の将来像	16
2 基本目標	16
長崎県海岸漂着物対策推進計画の進捗管理と見直し	16
1 計画の進捗管理	16
2 計画の見直し	17
海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	17
1 重点区域の選定方法	17
2 重点区域	18
重点区域に関する海岸漂着物対策	18
1 海岸漂着物等の処理	19
2 海岸漂着物等の発生抑制	20
3 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発	20
関係者の役割分担及び相互協力	21
その他の海岸漂着物処理推進対策	22
1 モニタリングの実施	22
2 災害等の緊急時における連絡体制等	22
重点区域一覧	
重点区域一覧表	23
重点区域位置図	27
1 有明海沿岸	28
2 橘湾沿岸	29
3 西彼杵沿岸	30
4 大村湾沿岸	31
5 松浦沿岸	32
6 五島沿岸	33
7 壱岐沿岸	35
8 対馬沿岸	36
資料編	37

長崎県海岸漂着物対策推進計画見直しの趣旨

長崎県は、日本列島の西端に位置し、面積 1,000 km²以上の島の数（約 600 島）が全国第 1 位、海岸線総延長約 4,200km と、北海道に次ぐ全国第 2 位の長さを有しており、また、黒潮から派生する対馬暖流による海流の影響も受けやすい地形的な特性から、毎年多くのごみを取り除いても繰り返し漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっていた。

このため、平成 14 年 10 月に県・市町村・関係団体で構成する「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、平成 16 年 3 月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策指針」、平成 18 年 3 月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」を策定して漂流・漂着ごみ対策に取り組んできたところである。

その後、平成 21 年 7 月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、「長崎県海岸漂着物対策推進計画」（地域計画）を平成 22 年 10 月に策定し、市町等と連携しながら海岸漂着物対策を推進してきたところである。

しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後 10 年が経過した現在においても、国内外から多くの海岸漂着物¹が存在し、また漂流ごみ等²が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチック³が、生態系に与える影響等について国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では「2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標（SDGs）⁴のターゲットの一つとして掲げられるとともに、G7 や G20 においても海洋ごみが議題とされるなど、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。

このような状況を受け、マイクロプラスチック対策や漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、同法に基づく、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）が令和元年 5 月に変更された。

本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により、基本方針に基づき作成さ

¹ 海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

² 漂流ごみ等：沿海岸域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

³ マイクロプラスチック：微細なプラスチック類のこと。一般に 5mm 以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

⁴ 持続可能な開発目標（SDGs）：2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。17 の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでも目標（ゴール）が設定されている。

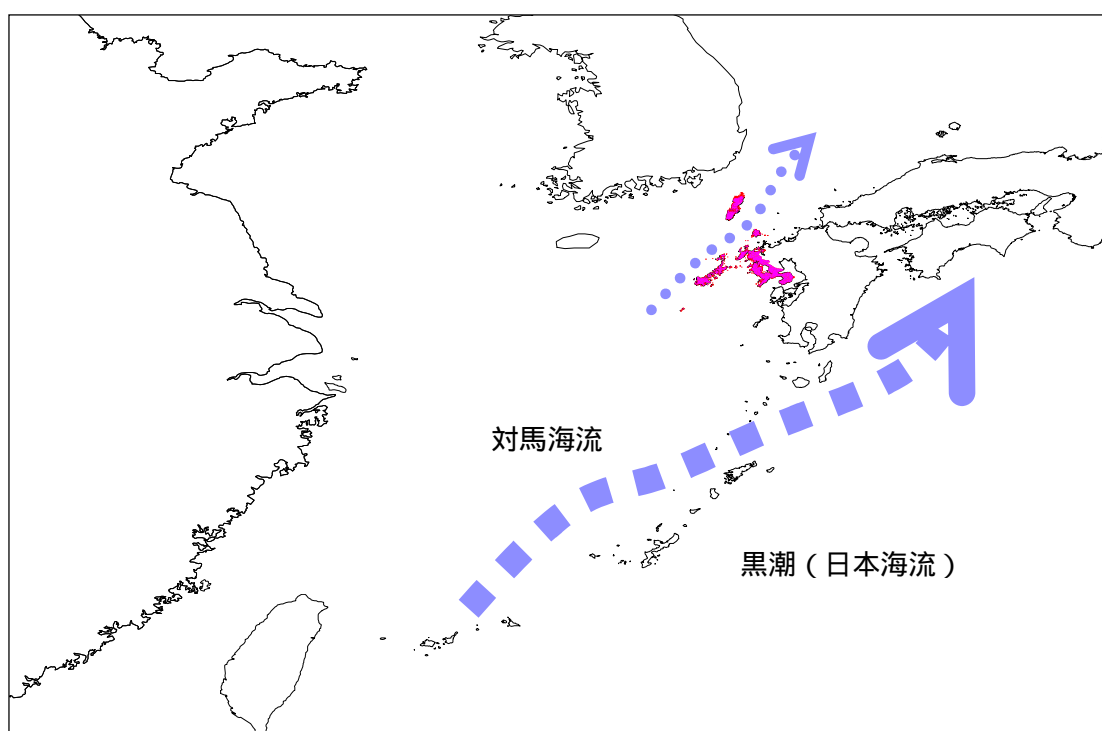
れるものであることから、基本方針の変更を受け、今回見直しを行うものである。

長崎県の海岸の現状

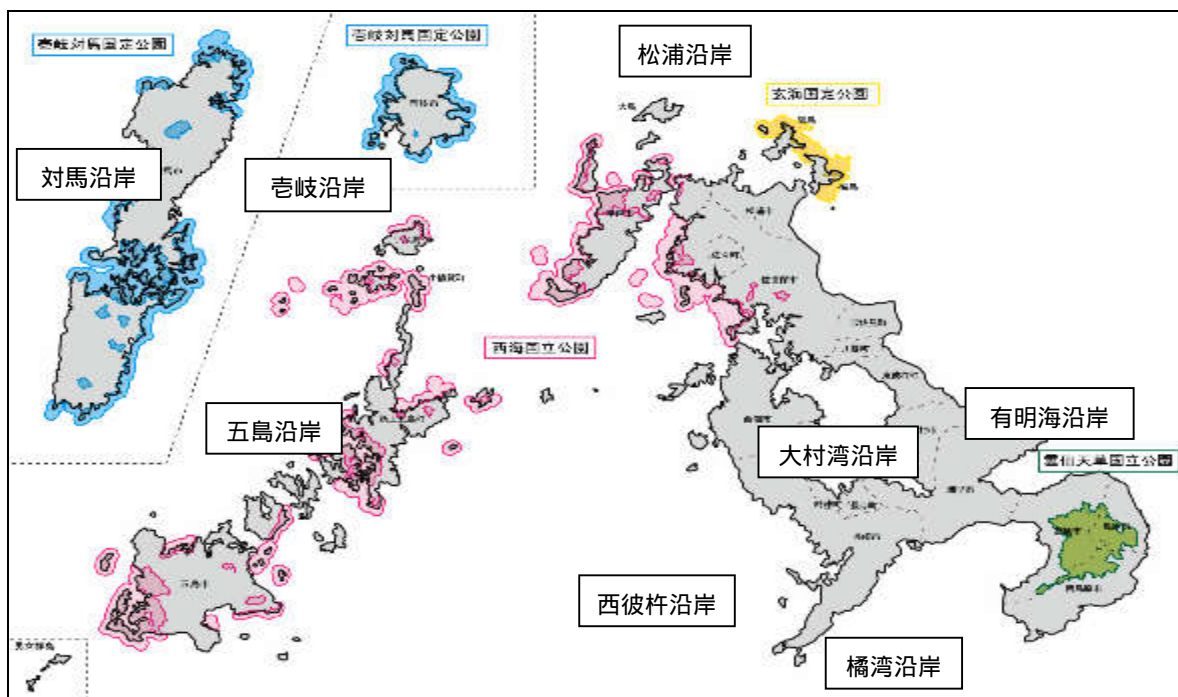
1 海岸の利用状況等

本県の海岸は、大村湾や多くの半島、五島、壱岐、対馬を始めとする島々からなる変化に富んだ長く複雑な海岸となっており、それらの海岸は美しい景観を形成していることなどから、西海国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園等の国立・国定・県立公園に指定されるなど、その豊かで風光明媚な情景は、本県の重要な観光資源となっている。

また、これらの海岸では、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等に幅広く利用され、人々の集い・憩いの場となっており、また、各所に見られる入江には、多くの離島航路の港や漁港が整備され、県民の生活にとって重要不可欠なものとなっている。



長崎県の位置・海流の状況



長崎県の沿岸の状況⁵

2 長崎県における海岸漂着物の状況

(1) 海岸漂着物量 (推計)

約 80,000 m³ (約 9,000 t)

平成 22 年 1 月 ~ 3 月の実態調査結果に基づく推計

【推計方法】

- ・ 県下全域の海岸から 55 箇所の調査区 (10m x 10m) を均等に抽出し、海岸漂着物量を計測。
- ・ 調査結果から各調査区の海岸 1 m あたりの量を求め、ブロックごとに属する調査区域データに海岸延長を乗じて算出。

(各ブロックの推計方法算式)

$$\text{ブロックの海岸漂着物量推計} = \frac{\text{調査区における漂着量}}{10 (m)} \times \text{ブロックの海岸延長}$$

- ・ 各ブロックごとの推計を合算し、県計を求めた。

(2) 海岸漂着物の漂着状況

外国由来漂着物の状況

- ・ ペットボトル 約 57% (韓国 40%、中国 17%、日本 13%、不明 30%)

H28 年度「漂着ごみ対策総合検討業務」(環境省) 調査結果 (対馬市豊玉町クジカ浜)

⁵ 長崎県沿岸海岸保全基本計画では 6 沿岸に区分されているが、本計画では、長崎県沿岸海岸保全基本計画の五島・壱岐・対馬沿岸に細分化し、8 沿岸としている。

- ・ペットボトル 約 55% (韓国 25%、中国 28%、日本 17%、その他 2%、不明 28%)
H29 年度「漂着ごみ対策総合検討業務」(環境省) 調査結果 (五島市岐宿町八朔海岸)

廃ポリタンクの漂着状況⁶

- ・ H19 年度～H21 年度 (3 か年の平均)
全国 27,395 個、長崎県沿岸 4,955 個 (総数の 18%)
- ・ H28 年度～H30 年度 (3 か年の平均)
全国 15,387 個、長崎県沿岸 5,052 個 (総数の 33%)

漁具 (浮子) の漂着状況⁶

- ・ H28 年度～H30 年度 (3 か年の平均)
全国 71,963 個、長崎県沿岸 4,051 個 (総数の 6%)

過去に大量に漂着したごみの事例 (回収実績のみ)

・ 流木

(平成 18 年 7 月) 撤去・処理量 11,082 m³

(平成 24 年 7 月) 撤去・処理量 3,391 m³

(平成 29 年 7 月) 撤去・処理量 479 m³

・ 医療系廃棄物

(平成 18 年 8 月～12 月)

漂着量 : 5,369 個 (内 17 個に中国語等の表記)

内訳 : 注射器 1,797 個、バイアル瓶 2,627 個、試薬瓶 860 個、その他 85 個

(平成 26 年度)

漂着量 : 545 個 (国籍不明)

内訳 : 注射器 223 個、薬びん 222 個、その他 100 個

マイクロプラスチックの漂着状況

公益財団法人環日本海環境協力センターが主催する「海辺の漂着物調査」の一環として、県立保健所と地元市町が協力しマイクロプラスチック調査を実施。

(平成 30 年度)

- ・ 対馬市湊浜海浜公園 13 個 /
- ・ 壱岐市里浜海水浴場 0 個 /
- ・ 五島市田尾海岸 1 個 /

⁶ 本調査は道府県からの情報提供を基に環境省が取りまとめたものであり、道府県ごとに調査方法が異なっている。

- ・新上五島町蛤浜海水浴場 39 個 /

(令和元年度)

- ・対馬市白浜海岸 14 個 /
- ・壱岐市里浜海水浴場 40 個 /
- ・五島市田尾海岸 1 個 /
- ・新上五島町蛤浜海水浴場 187 個 /



漂着ごみの状況（壱岐市内）

長崎県における海岸漂着物対策の基本方針

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るため、以下の事項を基本として、本県における今後の海岸漂着物等⁷の円滑な処理及び海岸漂着物等の発生抑制を図る。

また、SDGs の理念を踏まえながら各取組を推進し、国際社会の一員として、SDGs の達成に貢献していく。

なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は次のとおり。



⁷ 海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

1 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

現に海岸漂着物が集積している海岸の清潔の保持に努めるとともに、県、市町、海岸管理者等⁸は連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる。

なお、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担のもとに実施する。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下、「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努める。

海岸利用者の責任

釣りや海水浴などで海岸を利用する者は、自らのごみは持ち帰ることとし、ポイ捨てや不法投棄をしないことはもとより、風等の影響によりごみや所有する物が海域に流出又は飛散することがないように努める。

市町の協力義務

市町は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町・一部事務組合の廃棄物処理施設で処分すること等、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者等に協力する。

(2) 市町の要請

市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物が存することに起因して地域住民の生活等に支障が生じていると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第18条に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、必要があると判断する場合、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる。

(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携等

⁸ 海岸管理者等：海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

他県への協力の求め

県は、海岸漂着物等の多くが他県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該県知事に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

また、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の県知事に協力を求める。

他県への協力

県は、他県から協力を求められた場合には、その趣旨を踏まえて必要があると判断した場合、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講じる。

国への要請

県は、本県が外国由来の海岸漂着物等が多いことから、国に対し、外交上の適正な対応をとるよう要請する。

(4) その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障ともなっている。このため、陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や県、市町等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進に努める。

なお、国は、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針により、有明海・八代海において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海域に浮遊する流木等の漂流ごみの回収に取り組む。

海岸漂着物等の適正処理

県、市町、廃棄物処理事業者等は、回収された海岸漂着物等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、生活環境の保全上支障がないように適正に収集、運搬及び処分を行う。

不法投棄物の適正処理

県及び市町は、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合は、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当該

原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

船舶等から流出した油等の措置

船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下、「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

災害廃棄物等の適正処理

県、市町及び海岸管理者等は、災害等に起因し大規模に発生した海岸漂着物等の処理について、国と連携し長崎県地域防災計画及び長崎県災害廃棄物処理計画に基づく緊急的な処理が円滑に実施できるように努める。

国への協力の求め

県は、海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずる恐れがあると特に認める場合は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求める。

（5）県における技術支援等

県は、海岸管理者等や海岸の土地の占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行う。

また、市町が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、県は、海岸管理者等への技術支援等の一環として、当該市町に対しても技術支援等を行う。

（6）廃棄物処理施設の整備の推進

市町は、海岸漂着物等の円滑かつ適正な処分を行うため必要と認められる廃棄物処理施設の整備を推進し、県は必要な助言等を行う。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

本県の漂着ごみの特徴として、離島地域においては外国由来のごみが多く見られるが、その他の地域においては、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する本県由来のごみが多数と考えられる。これらの海岸漂着物には、洪水や台風等の災害によって流木等が漂着する場合もあるものの、大半は県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することにより生じるものであり、流域圏にある地方公共団体が連携し一体となった発生抑制対策に取り組み、県民の環境保全に対する意識を高める

必要がある。

また、本県が日本の西端に位置していることに留意し、関係国⁹、他県等の海岸漂着物等の発生原因とならないように努める必要があることから、以下の事項を基本として、ごみの排出を抑制する。

(1) 4Rの推進による循環型社会¹⁰の形成

県は、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)¹¹の推進を図り、県内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することによって循環型社会の構築に努め、生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を經由して海域に流出または飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、不必要に使用・廃棄されるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類のリユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。

さらに、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチック利用の促進、廃プラスチック類の適正処理の徹底等に努める。

また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

(2) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックは、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域に流出しないよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品への使用や廃プラスチック類の排出を抑制することが対策の要である。

⁹ 関係国：日本の周辺国及び関係する国又は地域をいう。

¹⁰ 循環型社会：製品等が廃棄物等になることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

¹¹ 4R：Refuse(リフューズ)ごみになるものを断る(例：マイバッグ持参によるレジ袋の削減)、Reduce(リデュース)ごみの発生抑制(例：生ごみの堆肥化、エコクッキング)、Reuse(リユース)一度使ったものを再利用(例：リターナブルびんの再利用)、Recycle(リサイクル)ごみの再生利用(例：空き缶、ペットボトルのリサイクル)

マイクロプラスチック対策については、洗い流しのスクラブ製品¹²におけるマイクロビーズ¹³の使用中止の呼びかけや樹脂ペレット¹⁴の漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであるが、我が国沿岸海域において多くのマイクロプラスチックが確認されており、引き続き、関係主体との連携協力の下、取組を一層推進することが不可欠である。

このため、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底を図るとともに、輸入されたマイクロビーズが含まれる洗い流しのスクラブ製品などの流通及び販売の抑制に努める。また、事業活動においてプラスチック原料等が廃棄物等となることを抑制すること、循環的な利用が行われていない循環資源について自らの責任において適正に処分すること等により、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努める。

(3) 発生の状況及原因に関する実態把握

海岸漂着物等に関する調査

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

情報の共有

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物等の発生の状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発に努める。

また、海岸漂着物等の実態について、民間団体等や学識経験者による各種調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努める。

(4) ごみ等の適正な処理等の推進

県、市町及び県民は、適正に処分されていない廃プラスチック類等の生活系ごみの一部が、海域に流出し、それらによるマイクロプラスチックの排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、これらを海域に流出させないよう、日常生活に伴うごみの適正処理並びに発生抑制に努める。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物のリサイクル等に努めるととも

¹² スクラブ製品：角質除去や清浄の目的で、研磨剤（スクラブ剤）が配合された洗顔料等の製品。

¹³ マイクロビーズ：人為的に製造された粒子状のマイクロプラスチック。

¹⁴ ペレット：球形又は円柱形に固めた造粒物。プラスチックなどの工業原料を加工しやすいように3～5mm程度の粒子状にしたもの。

に適正処理を図る。

(5) ごみ等の投棄の防止等

不法投棄に関する規制措置の実施

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄防止対策を講じる。ごみ等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、県及び市町は不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

県民の意識の高揚とモラルの向上

県、市町及び海岸管理者等は、県民に対して海岸漂着物問題の周知を図り、不法投棄、散乱防止に係る環境教育等を実施するとともに、インターネット、パンフレット等を活用して啓発を行い、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努める。

陸域等における投棄の防止

県、市町及び海岸管理者等は、ごみ等の投棄の防止を図るため、市街地、森林、農地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所において、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講じる。

また、河川等のパトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。

(6) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等への流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し海岸漂着物等の発生抑制に努める。

また、県及び市町は河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散の防止を図るため、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって清掃活動等に取り組むほか、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について必要な助言、指導を行う。

イベントや露天の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し、必要な要請を行うことによりこれらの事業活動に伴って生じるごみ等の流出又は飛散の防止に努める。また、県及び市町は土地の管理者、事業者等に対して、器材等の適正管理等について必要な助言、指導を行う。

さらに、漁具等の海域で使用される資材については、厳しい海況等に起因する

非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれらの資材の点検、保管場所の管理等、日頃からの流出防止対策に取り組む。県、市町及び事業者団体は、これらの事業者の取組について必要な助言、指導を行う。

3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力する。

(1) 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

県、市町及び海岸管理者等は、県民、民間団体間等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物処理の推進における県民の意識の高揚に努め、ボランティアに関する情報の提供等を行う。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県、市町及び海岸管理者等は、県民や民間団体等との連携・協力を際し、その自発性や主体性を尊重する。

また、様々な主体の相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参加し、相互に連携するため県及び市町は、各主体間における公正性や透明性の確保に配慮する。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

民間団体等との緊密な連携

県、市町及び海岸管理者等は、海岸漂着物対策の推進にあたり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携体制を確保する。

また、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、技術支援や各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努める。

民間団体等の経験や技術等の活用

県、市町及び海岸管理者等は、長崎県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等と連携を図ることによって、海岸漂着物対策に係る経験や技術、ネットワーク等を施策に活用するように努める。

また、県は、国が設置する海岸漂着物対策専門家会議における情報等について、市町や民間団体等に情報提供を行う。

民間団体等の活動における安全性の確保

県、市町及び海岸管理者等は、民間団体等が実施する海岸漂着物の回収に際し、医療廃棄物やガスボンベ等の海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及、技術的支援、助言等を行い回収における安全性の確保に努める。



ボランティアによる清掃活動

4 国際協力の推進

長崎県における外国由来の海岸漂着物等や関係国における日本側（長崎県）が起因となる海岸漂着物等については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携し、課題の解決に努めるとともに、県内で行われている取組の充実を図る。

（１）関係国間の政策対話等への協力

県、市町及び海岸管理者等は、外国由来の海岸漂着物等について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけ等に協力する。

（２）関係国への要請の実施等

県、市町及び海岸管理者等は、外国由来の海岸漂着物等について、国が実施する関係国に対しての原因究明や対策の実施要請・協議等に協力する。

また、近年、大量に漂着している廃ポリタンクや漁具（浮子）等の海岸漂着物について、漂着状況の把握に努め、遅滞なく国に情報提供を行う。

(3) 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県、市町及び海岸管理者等は、国が実施する国際協力の推進並びに民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携に協力する。

また、対馬市における韓国の大学生や対馬市民による海岸清掃など、地域における国際的な活動についても、継続的な取組の充実を推進する。



2019 年日韓市民ビーチクリーンアップ (対馬市)

5 その他の海岸漂着物対策

(1) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発

県、市町及び海岸管理者等は、県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物等の排出抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を実施する。

環境教育及び消費者教育の推進

県、市町及び海岸管理者等は、海岸での清掃活動等の体験を含めた環境教育や消費行動において適切な商品選択をするエシカル消費¹⁵等の消費者教育を行うなど、海岸漂着物に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。

普及啓発

県、市町及び海岸管理者等は、インターネット等を活用して海岸漂着物等の実態や対策の実施状況等に関して、県民へ情報提供を行い普及啓発に努める。

¹⁵ エシカル消費：エシカル (ethical) は「倫理的・道徳的」を意味する。人や社会、環境に配慮した消費行動をいう。

環境教育等における民間団体等との連携

県、市町及び海岸管理者等は、環境教育や消費者教育、普及啓発に際して、民間団体等と連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努める。



日韓の高校生等によるグループワーク

(2) 技術開発、調査研究等結果の活用及び普及

効率的・効果的な回収方法技術の活用

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する多種類の物質を含む海岸漂着物等の適正かつ効率的な処分に係る処理技術の研究や技術開発、リサイクル技術に関する調査研究等を積極的に活用するように努める。

発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する調査への協力

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法に係る調査研究に協力する。

調査結果等の普及等

県、市町及び海岸管理者等は、国が推進する効率的・効果的な回収方法の調査研究結果等の普及に努めるとともに、学識経験者による研究活動との連携に努める。

海岸の将来像・基本目標

本県が目指す海岸における将来像の実現のため、下記基本目標を柱として各種取組を実施することにより、海岸を清潔に保ち、良好な景観、環境の保全を図る。

1 海岸の将来像

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸を目指す。

2 基本目標

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

県、市町及び海岸管理者等は海岸漂着物等を円滑に回収・処理し、海岸及び海洋環境を保全する。

(2) 県民生活で生じる廃棄物の発生抑制

県は4 Rやごみの投棄防止を推進し、廃棄物の発生を抑制することによって海岸漂着物等を削減する。

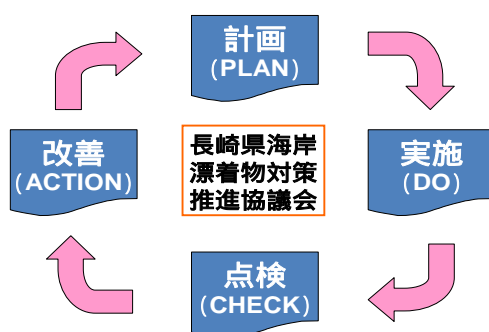
(3) 外国由来の海岸漂着物等の削減

日本（長崎県）と関係国の相互の課題である海岸漂着物等について、国と連携した国際協力等により、海岸漂着物等を削減する。

長崎県海岸漂着物対策推進計画の進捗管理と見直し

1 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図るため、県及び長崎県海岸漂着物対策推進協議会が連携・協力し進捗管理を行う。



進捗管理等フロー

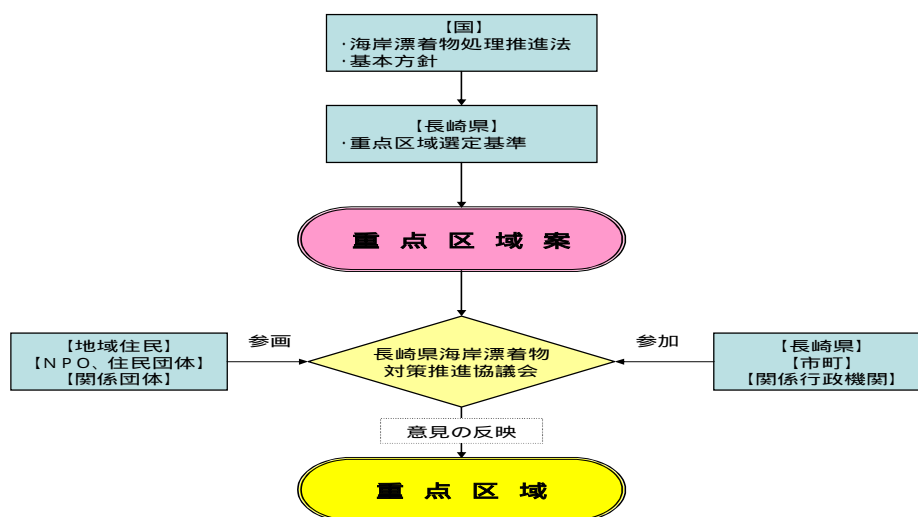
2 計画の見直し

県は、計画の事項を定期的に点検するとともに、県内における海岸漂着物対策の進展、回収事業結果等のモニタリング、国の新たな施策の実施等、今後の社会環境の変化に対応し必要に応じて計画の見直しを行う。

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

1 重点区域の選定方法

国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(以下、「重点区域」という。)の選定基準を定め、選出した重点区域案を「長崎県海岸漂着物対策推進協議会」の協議に付して選定する。



重点区域の選定フロー

【県の重点区域選定基準】

別表の区分1に該当する海岸であり、かつ、区分2のいずれかに該当する地域の海岸を重点区域とする。

(別表)

区 分 1	区 分 2
「大量の海岸漂着物が集積している海岸」又は「海岸の環境の保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸」	(1)環境の保全・公衆利用等に配慮が必要と認められる海岸(*1)
	(2)離島地域の海岸(*2)
	(3)過去3年間平均で利用人口が、おおむね1万人以上の海水浴場(*3)
	(4)(1)～(3)以外に海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件、海岸の利用の状況及び経済活動等の社会的条件により必要と認められる海岸

*1：長崎県海岸保全基本計画における海岸評価に準じる。
評価点数15点以上(18点満点)を選定

*2：平成22年4月1日現在の有人島及び平戸地区、生月地区

*3：長崎県調査

2 重点区域

地 域	箇所数	延 長 (k m)	備 考
本 土	88	約1,731	左記のうち、国、県、市町管理海岸等のみ。
離 島	83	約2,327	左記のうち、国、県、市町管理海岸等のみ。
合 計	171	約4,058	

「離島」とは、五島沿岸、壱岐沿岸、対馬沿岸の数値の計。
各地域の内訳は、別紙1参照

重点区域に関する海岸漂着物対策

大量の海岸漂着物が海岸に集積し、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じていることから、それぞれ地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施する。

1 海岸漂着物等の処理

(1) 処理対策に係る内容

海岸管理者等	回収・処理協力者	回収・処理・役割分担等の内容	時期・頻度
<p>県</p> <p>市 町</p>	<p>国</p> <p>県</p> <p>市 町</p> <p>漁業者等</p> <p>民間団体等</p>	<p>(1)回収・分別実施者 県、市町 漁業者等 民間団体等</p> <p>(2)回収・処理の手順 資源の循環利用等を図るため、次のとおりの手順にて、市町または民間の廃棄物処理施設にて処理を行う。 回収及び分別 再使用 再生利用 熱回収 最終処分</p> <p>(3)役割分担・連携等 県、市町及び海岸管理者等は、漁業者や地域における民間団体等と連携し、役割分担の確立、回収に係る技術的助言等を受けるなど、効果的・効率的な回収に努める。</p>	<p>各地域（海岸）の状況等に応じて、景観や環境等に支障がでないように、民間団体等と実施時期を調整して、計画的かつ適切な時期に実施する。</p>

(2) 不法投棄物等の措置

廃棄物処理法その他関係法令の規定に基づき、当該原因者の責任における処理を行う。

(3) 船舶等からの流出した油や有害液体物質等の措置

海洋汚染防止法等の規定に基づき適切な防除措置を行う。

(4) 海岸漂着危険物等の措置

「海岸漂着危険物対応ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守して適切に処理を行うとともに、処理等の安全対策に努める。

(5) 海岸管理者等間の回収事業等の調整

地域の回収事業等の実施にあたり、調整会議等を開催するなど回収実施海岸等の調整を行う。

2 海岸漂着物等の発生抑制

(1) 発生抑制対策に係る内容

事業主体	協力者	対策の内容等	時期等
県 市町	国 県 市町 漁業者等 民間団体等	<p>【対策】</p> <p>(1) 4 R の推進による循環型社会の形成 (2) 発生の状況及び原因に関する実態の把握 (3) ごみ等の適正処理等の推進 (4) ごみ等の投棄の防止等 (5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県廃棄物処理計画」、「ゴミゼロながさき実践計画」等の取組による循環型社会の形成、ごみの適正処理、不法投棄の防止対策等を実施する。 ・インターネットや広報誌等の媒体を活用し、県民・事業者等へ周知を図る。 ・市町が主催するボランティア清掃やワークショップ等を通じて啓発活動等を実施する。 	<p>「長崎県廃棄物処理計画」、「ゴミゼロながさき実践計画」等による計画的な実施を図るとともに、各地域の状況等に応じて、民間団体等の意見を踏まえるなど効果的な時期に実施する。</p>

3 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発

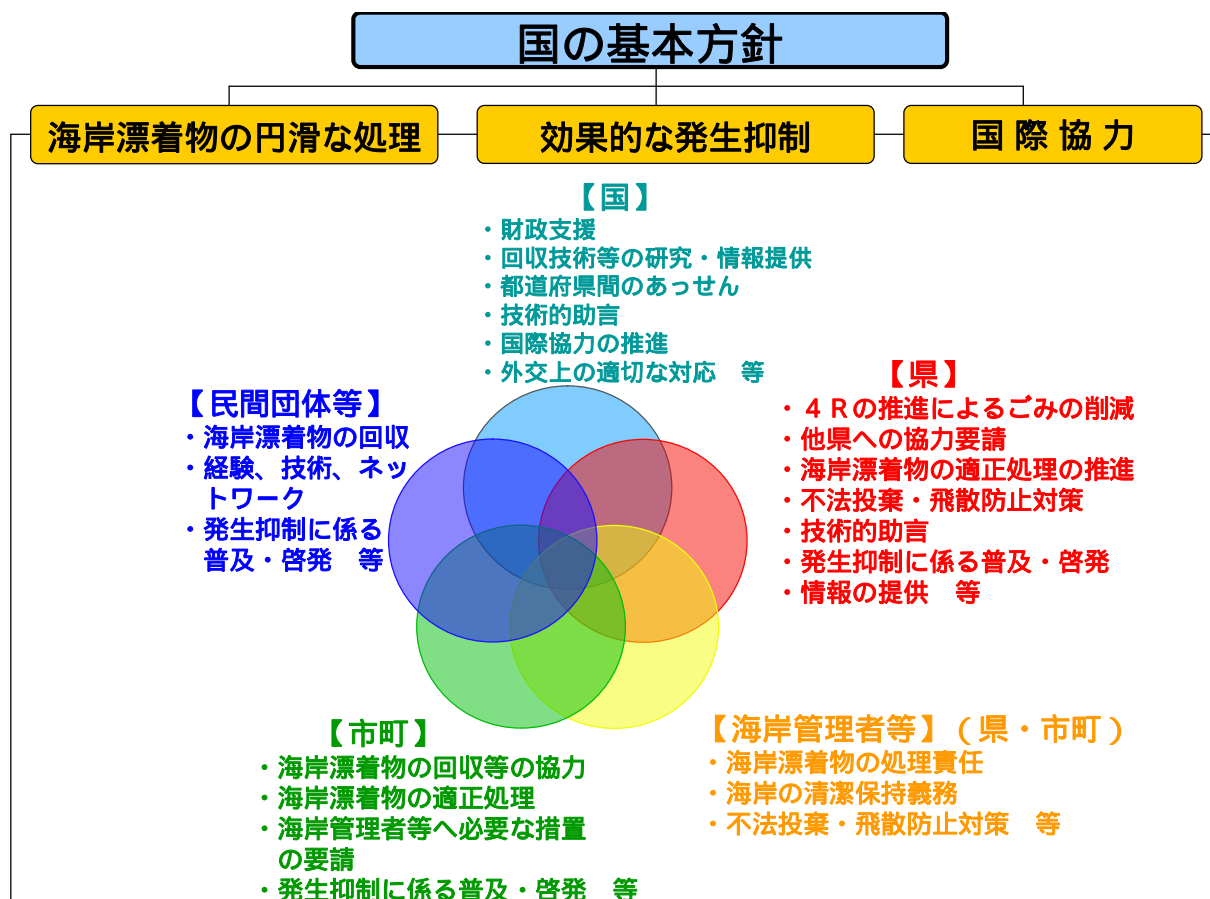
(1) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発に係る内容

事業主体	協力者	対策の内容等	手法・時期等
県 市町	国 県 市町 民間団体等	<p>【対策】</p> <p>(1) 環境教育、消費者教育の推進 (2) 普及啓発 (3) 環境教育等における民間団体等の経験や技術等の活用</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県廃棄物処理計画」等の取組による環境教育、普及啓発等を実施する。 ・インターネットや広報誌等の媒体を活用し、県民・事業者等へ周知する。 ・「ながさき県政出前講座」を活用するなど、環境教育等の充実を図る。 	<p>「長崎県廃棄物処理計画」等により計画的な実施を図るとともに、各地域の状況等に応じて、民間団体等の意見を踏まえるなど効果的な時期に実施する。</p>

関係者の役割分担及び相互協力

国、県、市町、海岸管理者等、民間団体等の多様な主体が、それぞれの取組等を尊重し、適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要である。

このため、各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するためのネットワークづくりに取り組む。



関係者の役割分担及び相互協力の概念図

その他の海岸漂着物処理推進対策

1 モニタリングの実施

県、市町及び海岸管理者等は、回収事業等の実施結果を分析・検証を行い、今後の回収事業の効率化等に努め、広く県民に周知する。

2 災害等の緊急時における連絡体制等

県、市町及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、長崎県地域防災計画における廃棄物の処理及び連絡体制に準じて対応する。

なお、災害等に起因せず、大量の海岸漂着物が漂着した場合は、速やかに情報収集に努め、下記による連絡体制により県民への周知並びに適切な処理を実施する。

(漂着状況の連絡体制)

- 1 海岸管理者等(県、市町等の状況確認者を含む。)は、大量の海岸漂着物、海岸漂着危険物の状況(場所・発見日時・種類・数量・中身の有無等)を把握し、速やかに県資源循環推進課へ報告する。
- 2 県資源循環推進課は、その報告に基づき、関係機関へ情報提供する。

(住民への周知)

- 1 市町は住民に漂着状況を周知し、注意喚起(危険物を発見した場合、危険防止のため不用意に触れることなく県又は市町に連絡する等。)を行う。

(海岸漂着危険物の措置)

- 1 県又は市町は、可能な限り早期に海岸漂着危険物の措置を行う。

重点区域一覽

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
有明海沿岸 - 1	諫早市	17					1
有明海沿岸 - 2	諫早市	5					2
有明海沿岸 - 3	諫早市	2					3
有明海沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	11					4
有明海沿岸 - 5	雲仙市	6					5
有明海沿岸 - 6	雲仙市	4					6
有明海沿岸 - 7	雲仙市	6					7
有明海沿岸 - 8	島原市	23					15
有明海沿岸 - 9	南島原市	7					18
有明海沿岸 - 10	南島原市	5					19
有明海沿岸 - 11	南島原市	3					20
有明海沿岸 - 12	南島原市	6					21
有明海沿岸 - 13	南島原市	5					22
有明海沿岸 - 14	南島原市	4					23
有明海沿岸 - 15	南島原市	4					24
有明海沿岸 - 16	南島原市	4					25
有明海沿岸 - 17	南島原市	3					26
有明海沿岸 - 18	南島原市	6					27
有明海沿岸 - 19	南島原市	4					28
有明海沿岸 - 20	南島原市	10					29
有明海沿岸 - 21	南島原市	4					30
有明海沿岸 - 22	雲仙市	3					8,9
有明海沿岸 - 23	島原市	5					16,17
有明海沿岸 - 24	島原市	8					10,11,12,13
橘湾沿岸 - 1	南島原市	11			白浜海水浴場、前浜海水浴場		1
橘湾沿岸 - 2	雲仙市、南島原市	3					2
橘湾沿岸 - 3	雲仙市	11					4
橘湾沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	13			千々石海水浴場		5
橘湾沿岸 - 5	諫早市	1			結の浜海水浴場		7
橘湾沿岸 - 6	長崎市、諫早市	24					8
橘湾沿岸 - 7	長崎市	1			川原海水浴場		11
橘湾沿岸 - 8	長崎市	17					13
橘湾沿岸 - 9	長崎市	1			脇岬海水浴場		14
橘湾沿岸 - 10	雲仙市	10					2,3
橘湾沿岸 - 11	長崎市	7					10,11,14
西彼杵沿岸 - 1	長崎市	16			高浜海水浴場		1
西彼杵沿岸 - 2	長崎市	21					2
西彼杵沿岸 - 3	長崎市	11		高島	高島海水浴場		4
西彼杵沿岸 - 4	長崎市	12		伊王島、沖之島	伊王島海水浴場		5
西彼杵沿岸 - 5	長崎市	39					6
西彼杵沿岸 - 6	長崎市	32			白浜海水浴場		7
西彼杵沿岸 - 7	長崎市、西海市	25			雪浦海水浴場		9
西彼杵沿岸 - 8	西海市	17			尻久砂里海水浴場		10
西彼杵沿岸 - 9	西海市	28		松島、池島			11
西彼杵沿岸 - 10	西海市	11					12
西彼杵沿岸 - 11	西海市	19					13
西彼杵沿岸 - 12	西海市	21					14
西彼杵沿岸 - 13	西海市	72					15
西彼杵沿岸 - 14	西海市	23		平島			16
西彼杵沿岸 - 15	西海市	14		江ノ島			16
西彼杵沿岸 - 16	西海市	31					17
西彼杵沿岸 - 17	長崎市	5					3
大村湾沿岸 - 1	川棚町	1			大崎海水浴場		5
大村湾沿岸 - 2	長崎市、西海市	31					21
大村湾沿岸 - 3	川棚町	2					5
大村湾沿岸 - 4	長崎市	7					20
大村湾沿岸 - 5	佐世保市	39					1,2

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
大村湾沿岸 - 6	西海市	57					22
大村湾沿岸 - 7	西海市						23
大村湾沿岸 - 8	西海市						24
大村湾沿岸 - 9	大村市	56					9
大村湾沿岸 - 10	大村市						10
大村湾沿岸 - 11	大村市						11
松浦沿岸 - 1	佐世保市	72			白浜海水浴場		5
松浦沿岸 - 2	佐世保市、佐々町	28					6
松浦沿岸 - 3	佐世保市	156					7
松浦沿岸 - 4	佐世保市	28					8
松浦沿岸 - 5	平戸市	16					9
松浦沿岸 - 6	平戸市	7					10
松浦沿岸 - 7	平戸市、松浦市	21					11
松浦沿岸 - 8	松浦市	29					12
松浦沿岸 - 9	松浦市	5					13
松浦沿岸 - 10	松浦市	53		飛島			14
松浦沿岸 - 11	松浦市	57		鷹島、黒島、青島			15
松浦沿岸 - 12	平戸市	53		大島、度島			16
松浦沿岸 - 13	平戸市	14		平戸島			17
松浦沿岸 - 14	平戸市	31		平戸島			18
松浦沿岸 - 15	平戸市	43		平戸島	千里ヶ浜海水浴場		19
松浦沿岸 - 16	平戸市	40		平戸島、高島			20
松浦沿岸 - 17	平戸市	46		平戸島			21
松浦沿岸 - 18	平戸市	24		平戸島	根獅子の浜海水浴場		22
松浦沿岸 - 19	平戸市	8		生月島			23
松浦沿岸 - 20	平戸市	8		生月島			24
松浦沿岸 - 21	平戸市	17		生月島			25
松浦沿岸 - 22	佐世保市	26		高島			-
松浦沿岸 - 23	佐世保市	13		黒島			-
松浦沿岸 - 24	佐世保市	14					1
松浦沿岸 - 25	佐世保市	78					2, 4
五島沿岸 - 1	佐世保市	53		宇久島、寺島			1
五島沿岸 - 2	小値賀町	82		小値賀島、斑島、納島、大島、黒島			2
五島沿岸 - 3	小値賀町	22		野崎島、六島			3
五島沿岸 - 4	新上五島町	33		中通島			4
五島沿岸 - 5	新上五島町	29		中通島			5
五島沿岸 - 6	新上五島町	21		中通島			6
五島沿岸 - 7	新上五島町	27		中通島、頭ヶ島			7
五島沿岸 - 8	新上五島町	19		中通島			8
五島沿岸 - 9	新上五島町	32		中通島			9
五島沿岸 - 10	新上五島町	31		中通島			10
五島沿岸 - 11	新上五島町	62		中通島			11
五島沿岸 - 12	新上五島町	41		中通島			12
五島沿岸 - 13	新上五島町	26		中通島			13
五島沿岸 - 14	新上五島町	21		中通島			14
五島沿岸 - 15	新上五島町	25		若松島			15
五島沿岸 - 16	新上五島町	35		若松島			16
五島沿岸 - 17	新上五島町	30		若松島			17
五島沿岸 - 18	新上五島町	39		漁生浦島、有福島、日ノ島			18
五島沿岸 - 19	五島市	18		奈留島			19
五島沿岸 - 20	五島市	16		奈留島、前島			20
五島沿岸 - 21	五島市	18		奈留島			21
五島沿岸 - 22	五島市	37		奈留島			22
五島沿岸 - 23	五島市	22		久賀島			23
五島沿岸 - 24	五島市	19		久賀島			24
五島沿岸 - 25	五島市	21		久賀島			25

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
五島沿岸 - 26	五島市	37		椛島			26
五島沿岸 - 27	五島市	27		福江島			27
五島沿岸 - 28	五島市	15		福江島			28
五島沿岸 - 29	五島市	22		福江島			29
五島沿岸 - 30	五島市	5		福江島			30
五島沿岸 - 31	五島市	17		福江島			31
五島沿岸 - 32	五島市	12		福江島			32
五島沿岸 - 33	五島市	21		福江島	香珠子海水浴場		33
五島沿岸 - 34	五島市	20		赤島、黄島、黒島			34
五島沿岸 - 35	五島市	18		福江島			35
五島沿岸 - 36	五島市	31		福江島			36
五島沿岸 - 37	五島市	61		福江島、島山島			37
五島沿岸 - 38	五島市	13		福江島			38
五島沿岸 - 39	五島市	8		福江島			39
五島沿岸 - 40	五島市	10		嵯峨島			40
五島沿岸 - 41	五島市	24		福江島	高浜海水浴場		41
五島沿岸 - 42	五島市	28		福江島			42
五島沿岸 - 43	五島市	7		福江島			43
五島沿岸 - 44	五島市	19		福江島			44
壱岐沿岸 - 1	壱岐市	15		壱岐島			1
壱岐沿岸 - 2	壱岐市	6		壱岐島			2
壱岐沿岸 - 3	壱岐市	6		壱岐島			3
壱岐沿岸 - 4	壱岐市	7		壱岐島			4
壱岐沿岸 - 5	壱岐市	13		壱岐島			5
壱岐沿岸 - 6	壱岐市	15		壱岐島	筒城浜海水浴場、大浜海水浴場、錦浜海水浴場		6
壱岐沿岸 - 7	壱岐市	10		壱岐島			7
壱岐沿岸 - 8	壱岐市	15		壱岐島			8
壱岐沿岸 - 9	壱岐市	15		壱岐島			9
壱岐沿岸 - 10	壱岐市	13		壱岐島			10
壱岐沿岸 - 11	壱岐市	19		壱岐島			11
壱岐沿岸 - 12	壱岐市	11		壱岐島			12
壱岐沿岸 - 13	壱岐市	19		壱岐島			13
壱岐沿岸 - 14	壱岐市	8		壱岐島			14
壱岐沿岸 - 15	壱岐市	15		壱岐島	辰島海水浴場		15
壱岐沿岸 - 16	壱岐市	18		原島、長島、大島			16
壱岐沿岸 - 17	壱岐市	6		若宮島			-
対馬沿岸 - 1	対馬市	42		対馬島			1
対馬沿岸 - 2	対馬市	23		対馬島			2
対馬沿岸 - 3	対馬市	48		対馬島			3
対馬沿岸 - 4	対馬市	39		対馬島			4
対馬沿岸 - 5	対馬市	49		対馬島			5
対馬沿岸 - 6	対馬市	40		対馬島			6
対馬沿岸 - 7	対馬市	123		対馬島、沖ノ島、赤島			7
対馬沿岸 - 8	対馬市	37		対馬島	美津島海水浴場		8
対馬沿岸 - 9	対馬市	25		対馬島			9
対馬沿岸 - 10	対馬市	24		対馬島			10
対馬沿岸 - 11	対馬市	35		対馬島			11
対馬沿岸 - 12	対馬市	114		対馬島			12
対馬沿岸 - 13	対馬市	8		対馬島			13
対馬沿岸 - 14	対馬市	46		対馬島			14
対馬沿岸 - 15	対馬市	113		対馬島			15
対馬沿岸 - 16	対馬市	16		対馬島、島山島			16
対馬沿岸 - 17	対馬市	21		対馬島			17
対馬沿岸 - 18	対馬市	24		対馬島			18
対馬沿岸 - 19	対馬市	62		対馬島			19

重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況(2)				海岸保全 基本 計画 番号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認め られる海岸	
対馬沿岸 - 20	対馬市	1		対馬島			20
対馬沿岸 - 21	対馬市	14		対馬島			21
対馬沿岸 - 22	対馬市	38		対馬島			22
合計		4,058					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況。

上記海岸延長のうち、国、県又は市町管理海岸等のみ。

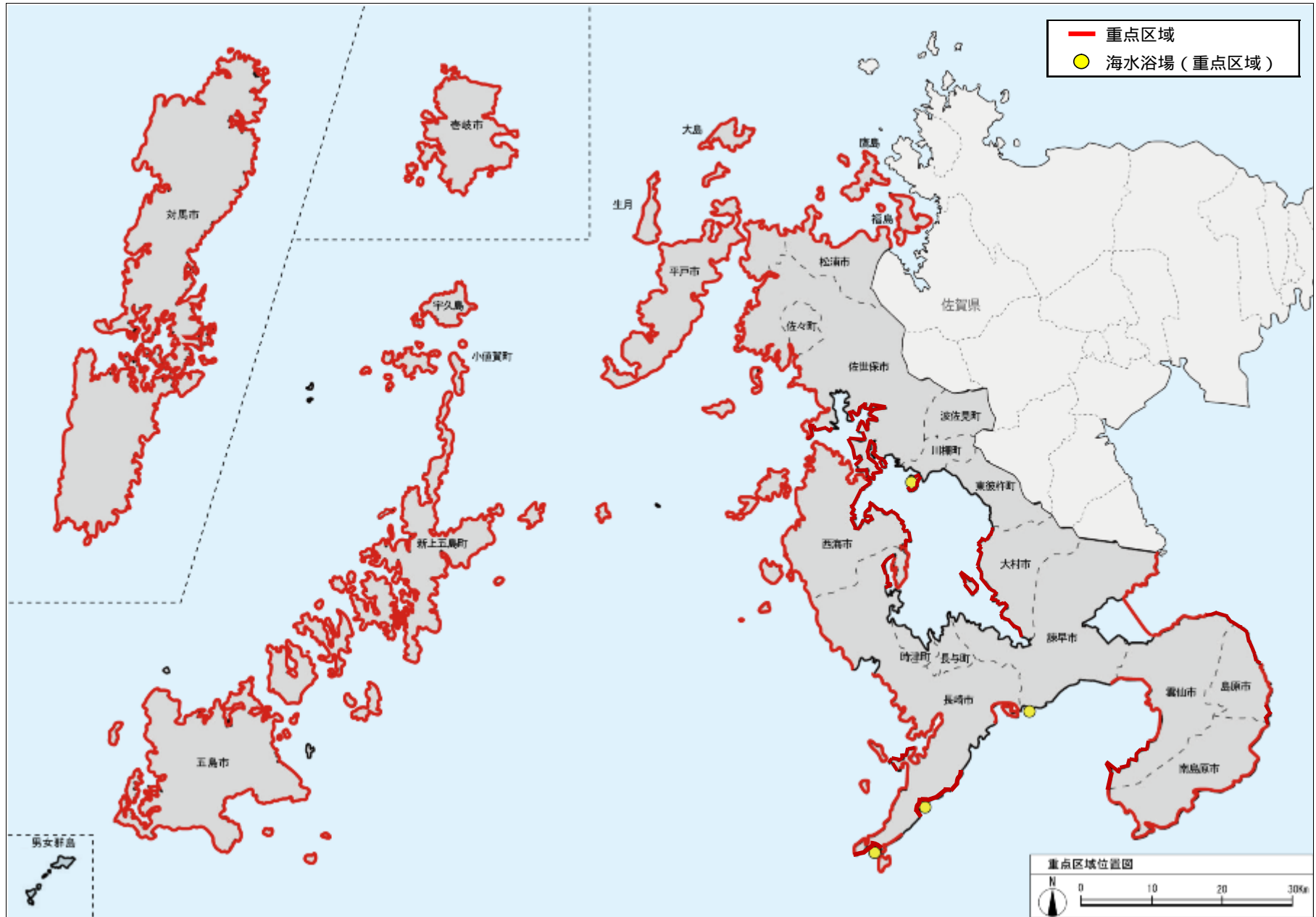
(内訳1)

海岸区分	箇所数	海岸延長(km)
有明海沿岸	24	155
橘湾沿岸	11	99
西彼杵沿岸	17	397
大村湾沿岸	11	193
松浦沿岸	25	887
五島沿岸	44	1,174
壱岐沿岸	17	211
対馬沿岸	22	942
合計	171	4,058

(内訳2)

海岸区分	箇所数	海岸延長(km)
本土	88	1,731
離島	83	2,327
合計	171	4,058

「離島」とは、五島沿岸、壱岐沿岸、対馬沿岸の数値の計。



重点区域位置図（長崎県全体）

【 1 有明海沿岸】



図 - 1 有明海沿岸重点区域位置図

表 - 1 有明海沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本 計画地域 番号
			環境保全・海 岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
有明海沿岸 - 1	諫早市	17					1
有明海沿岸 - 2	諫早市	5					2
有明海沿岸 - 3	諫早市	2					3
有明海沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	11					4
有明海沿岸 - 5	雲仙市	6					5
有明海沿岸 - 6	雲仙市	4					6
有明海沿岸 - 7	雲仙市	6					7
有明海沿岸 - 8	島原市	23					14, 15
有明海沿岸 - 9	南島原市	7					18
有明海沿岸 - 10	南島原市	5					19
有明海沿岸 - 11	南島原市	3					20
有明海沿岸 - 12	南島原市	6					21
有明海沿岸 - 13	南島原市	5					22
有明海沿岸 - 14	南島原市	4					23
有明海沿岸 - 15	南島原市	4					24
有明海沿岸 - 16	南島原市	4					25
有明海沿岸 - 17	南島原市	3					26
有明海沿岸 - 18	南島原市	6					27
有明海沿岸 - 19	南島原市	4					28
有明海沿岸 - 20	南島原市	10					29
有明海沿岸 - 21	南島原市	4					30
有明海沿岸 - 22	雲仙市	3					8, 9
有明海沿岸 - 23	島原市	5					16, 17
有明海沿岸 - 24	島原市	8					10, 11, 12, 13
合計		155					

1：図面上での計算延長であり、実際の延長と異なる場合がある。(1km未満は切り上げ)また、海水浴場は1kmとしている。

2：県選定基準区分2の状況

【 2 橘湾沿岸】



図 - 2 橘湾沿岸重点区域位置図

表 - 2 橘湾沿岸重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本 計画地域 番号
			環境保全・海 岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
橘湾沿岸 - 1	南島原市	11			白浜海水浴場、前浜海水浴場		1
橘湾沿岸 - 2	雲仙市、南島原市	3					2
橘湾沿岸 - 3	雲仙市	11					4
橘湾沿岸 - 4	諫早市、雲仙市	13			千々石海水浴場		5
橘湾沿岸 - 5	諫早市	1			結の浜海水浴場		7
橘湾沿岸 - 6	長崎市、諫早市	24					8
橘湾沿岸 - 7	長崎市	1			川原海水浴場		11
橘湾沿岸 - 8	長崎市	17					13
橘湾沿岸 - 9	長崎市	1			脇岬海水浴場		14
橘湾沿岸 - 10	雲仙市	10					2,3
橘湾沿岸 - 11	長崎市	7					10,11,14
合計		99					

【 3 西彼杵沿岸】

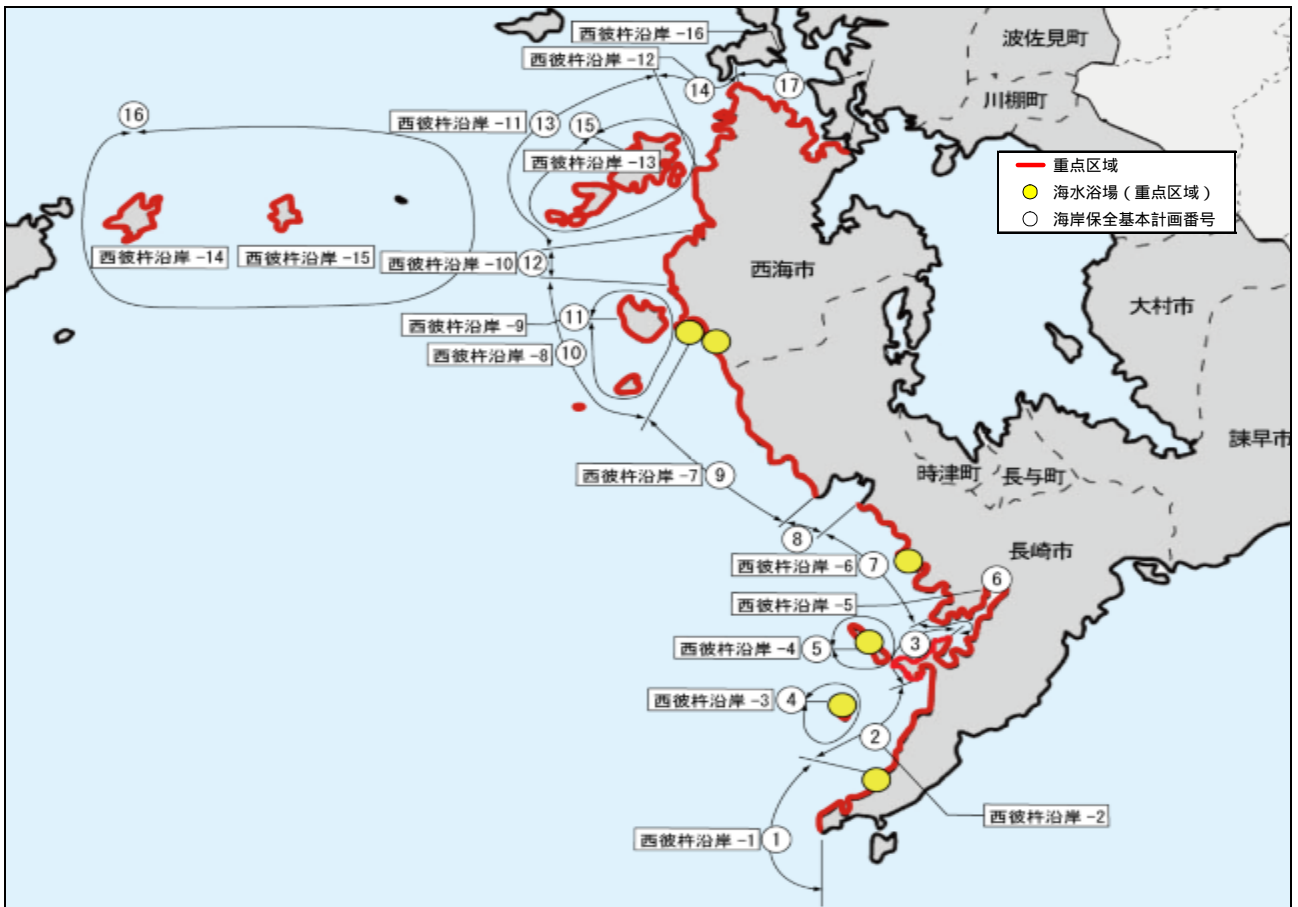


図 - 3 西彼杵沿岸重点区域位置図

表 - 3 西彼杵沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本計画地域番号
			環境保全・海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認められる海岸	
西彼杵沿岸 - 1	長崎市	16			高浜海水浴場		1
西彼杵沿岸 - 2	長崎市	21					2
西彼杵沿岸 - 3	長崎市	11		高島	高島海水浴場		4
西彼杵沿岸 - 4	長崎市	12		伊王島、沖之島	伊王島海水浴場		5
西彼杵沿岸 - 5	長崎市	39					6
西彼杵沿岸 - 6	長崎市	32			白浜海水浴場		7
西彼杵沿岸 - 7	長崎市、西海市	25			雪浦海水浴場		9
西彼杵沿岸 - 8	西海市	17			尻久砂里海水浴場		10
西彼杵沿岸 - 9	西海市	28		松島、池島			11
西彼杵沿岸 - 10	西海市	11					12
西彼杵沿岸 - 11	西海市	19					13
西彼杵沿岸 - 12	西海市	21					14
西彼杵沿岸 - 13	西海市	72					15
西彼杵沿岸 - 14	西海市	23		平島			16
西彼杵沿岸 - 15	西海市	14		江ノ島			16
西彼杵沿岸 - 16	西海市	31					17
西彼杵沿岸 - 17	長崎市	5					3
合計		397					

【 4 大村湾沿岸】

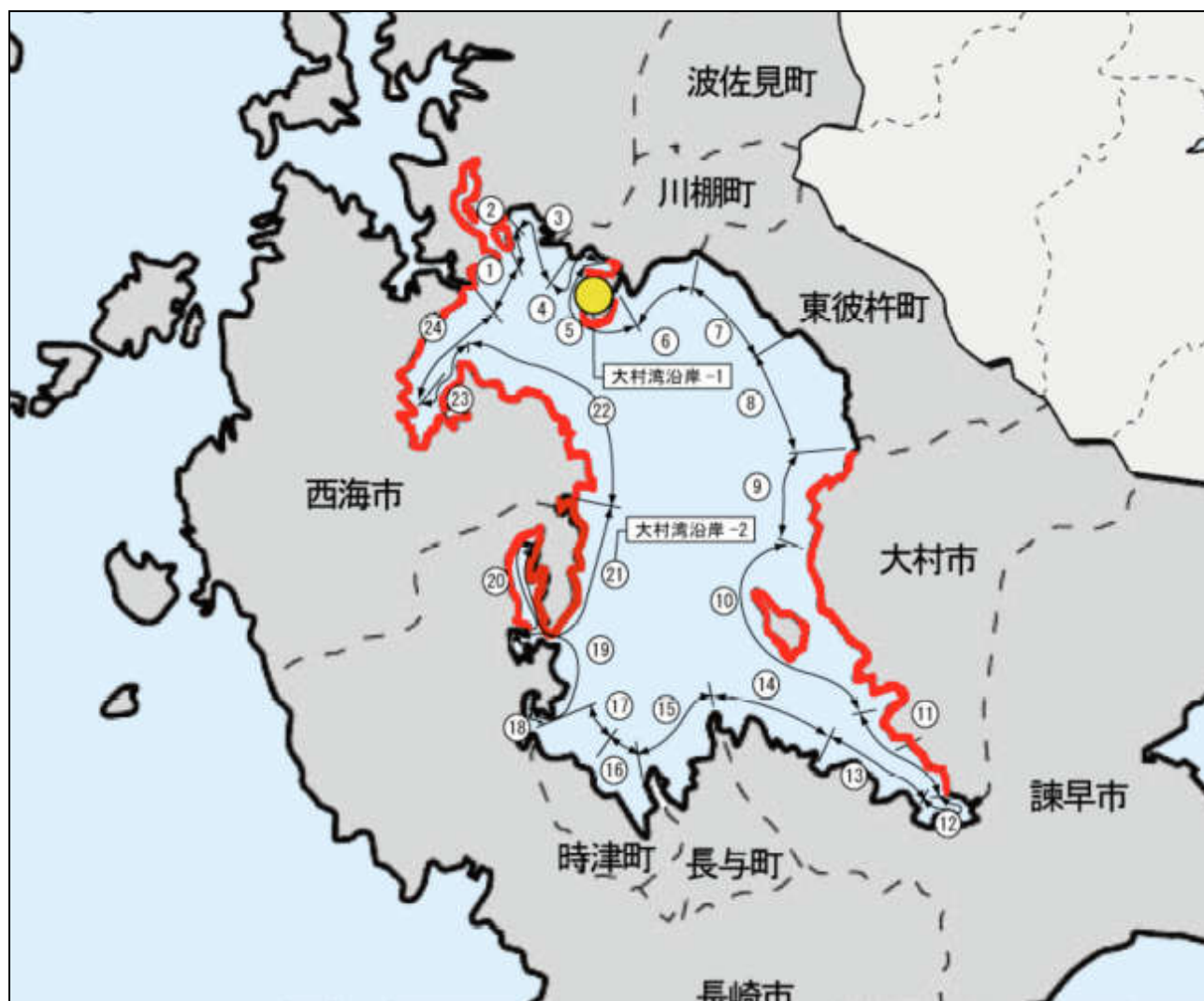


図 - 4 大村湾沿岸重点区域位置図

表 - 4 大村湾沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本計画地域番 号
			環境保全・海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認められる海岸	
大村湾沿岸 - 1	川棚町	1			大崎海水浴場	5	
大村湾沿岸 - 2	長崎市、西海市	31				21	
大村湾沿岸 - 3	川棚町	2				5	
大村湾沿岸 - 4	長崎市	7				20	
大村湾沿岸 - 5	佐世保市	39				1,2	
大村湾沿岸 - 6	西海市	57				22	
大村湾沿岸 - 7	西海市					23	
大村湾沿岸 - 8	西海市					24	
大村湾沿岸 - 9	大村市					9	
大村湾沿岸 - 10	大村市	56				10	
大村湾沿岸 - 11	大村市					11	
合計		193					

【5 松浦沿岸】

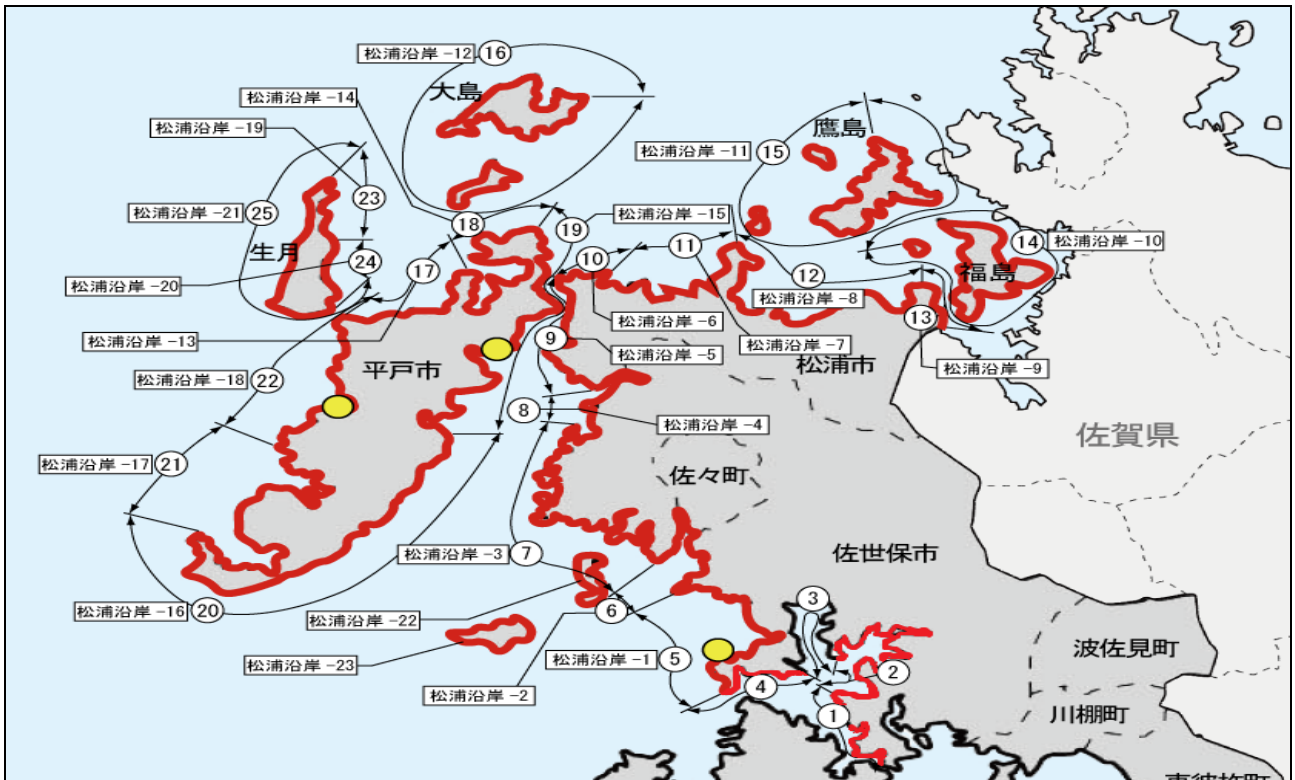


図 - 5 松浦沿岸重点区域位置図

表 - 5 松浦沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本 計画地域 番号
			環境保全・海 岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
松浦沿岸 - 1	佐世保市	72			白浜海水浴場	5	
松浦沿岸 - 2	佐世保市、佐々町	28				6	
松浦沿岸 - 3	佐世保市	156				7	
松浦沿岸 - 4	佐世保市	28				8	
松浦沿岸 - 5	平戸市	16				9	
松浦沿岸 - 6	平戸市	7				10	
松浦沿岸 - 7	平戸市、松浦市	21				11	
松浦沿岸 - 8	松浦市	29				12	
松浦沿岸 - 9	松浦市	5				13	
松浦沿岸 - 10	松浦市	53		飛島		14	
松浦沿岸 - 11	松浦市	57		鷹島、黒島、青島		15	
松浦沿岸 - 12	平戸市	53		大島、度島		16	
松浦沿岸 - 13	平戸市	14		平戸島		17	
松浦沿岸 - 14	平戸市	31		平戸島		18	
松浦沿岸 - 15	平戸市	43		平戸島	千里ヶ浜海水浴場	19	
松浦沿岸 - 16	平戸市	40		平戸島、高島		20	
松浦沿岸 - 17	平戸市	46		平戸島		21	
松浦沿岸 - 18	平戸市	24		平戸島	根獅子の浜海水浴場	22	
松浦沿岸 - 19	平戸市	8		生月島		23	
松浦沿岸 - 20	平戸市	8		生月島		24	
松浦沿岸 - 21	平戸市	17		生月島		25	
松浦沿岸 - 22	佐世保市	26		高島		-	
松浦沿岸 - 23	佐世保市	13		黒島		-	
松浦沿岸 - 24	佐世保市	14				1	
松浦沿岸 - 25	佐世保市	78				2,4	
合計		887					

【 6 五島沿岸】

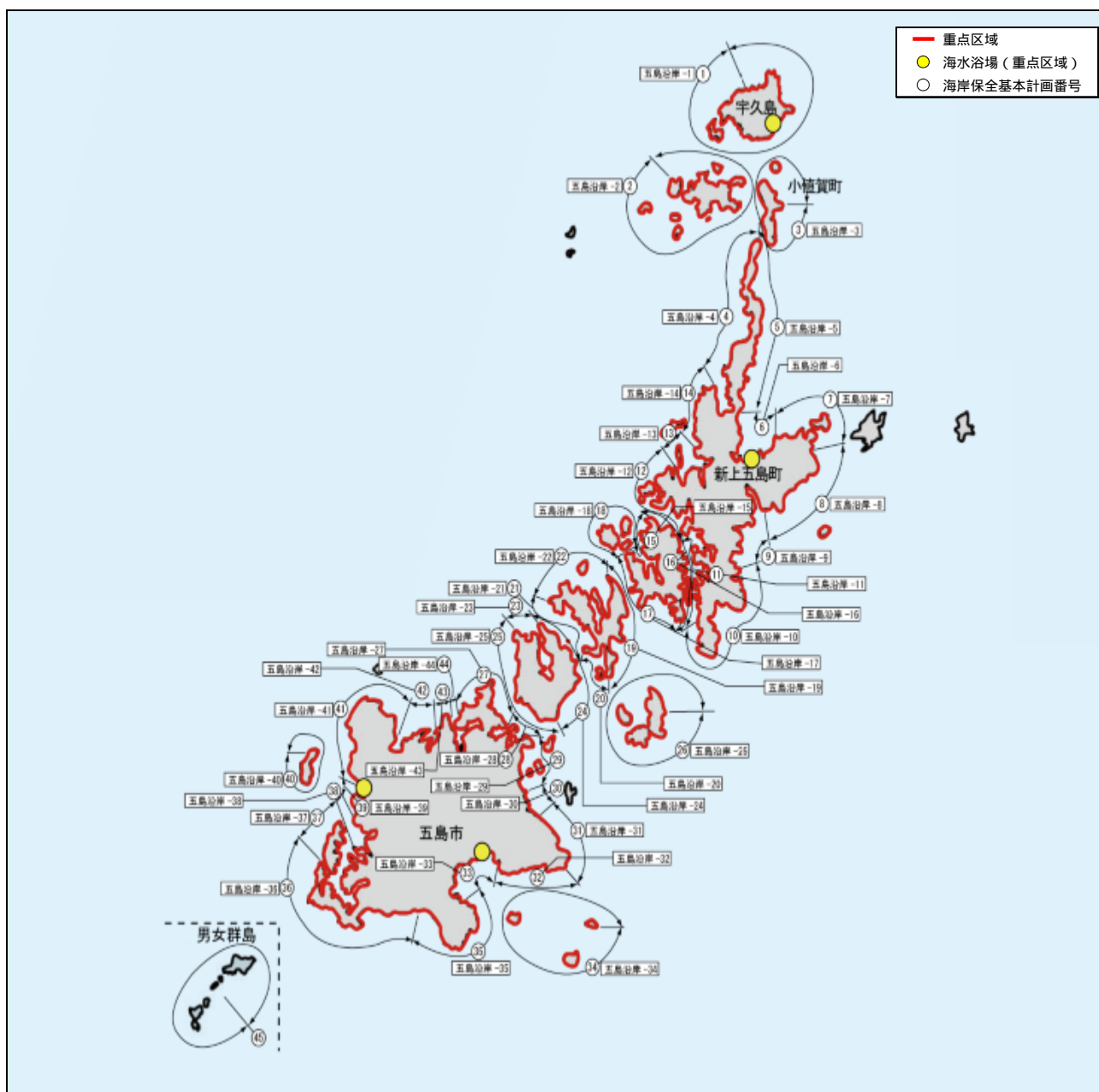


图 - 6 五島沿岸重点区域位置图

表 - 6 五島沿岸重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全基本計画地域 番号
			環境保全・海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認められる海岸	
五島沿岸 - 1	佐世保市	53		宇久島、寺島			1
五島沿岸 - 2	小値賀町	82		小値賀島、斑島、納島、大島、黒島			2
五島沿岸 - 3	小値賀町	22		野崎島、六島			3
五島沿岸 - 4	新上五島町	33		中通島			4
五島沿岸 - 5	新上五島町	29		中通島			5
五島沿岸 - 6	新上五島町	21		中通島			6
五島沿岸 - 7	新上五島町	27		中通島、頭ヶ島			7
五島沿岸 - 8	新上五島町	19		中通島			8
五島沿岸 - 9	新上五島町	32		中通島			9
五島沿岸 - 10	新上五島町	31		中通島			10
五島沿岸 - 11	新上五島町	62		中通島			11
五島沿岸 - 12	新上五島町	41		中通島			12
五島沿岸 - 13	新上五島町	26		中通島			13
五島沿岸 - 14	新上五島町	21		中通島			14
五島沿岸 - 15	新上五島町	25		若松島			15
五島沿岸 - 16	新上五島町	35		若松島			16
五島沿岸 - 17	新上五島町	30		若松島			17
五島沿岸 - 18	新上五島町	39		漁生浦島、有福島、日ノ島			18
五島沿岸 - 19	五島市	18		奈留島			19
五島沿岸 - 20	五島市	16		奈留島、前島			20
五島沿岸 - 21	五島市	18		奈留島			21
五島沿岸 - 22	五島市	37		奈留島			22
五島沿岸 - 23	五島市	22		久賀島			23
五島沿岸 - 24	五島市	19		久賀島			24
五島沿岸 - 25	五島市	21		久賀島			25
五島沿岸 - 26	五島市	37		椀島			26
五島沿岸 - 27	五島市	27		福江島			27
五島沿岸 - 28	五島市	15		福江島			28
五島沿岸 - 29	五島市	22		福江島			29
五島沿岸 - 30	五島市	5		福江島			30
五島沿岸 - 31	五島市	17		福江島			31
五島沿岸 - 32	五島市	12		福江島			32
五島沿岸 - 33	五島市	21		福江島	香珠子海水浴場		33
五島沿岸 - 34	五島市	20		赤島、黄島、黒島			34
五島沿岸 - 35	五島市	18		福江島			35
五島沿岸 - 36	五島市	31		福江島			36
五島沿岸 - 37	五島市	61		福江島、島山島			37
五島沿岸 - 38	五島市	13		福江島			38
五島沿岸 - 39	五島市	8		福江島			39
五島沿岸 - 40	五島市	10		嵯峨島			40
五島沿岸 - 41	五島市	24		福江島	高浜海水浴場		41
五島沿岸 - 42	五島市	28		福江島			42
五島沿岸 - 43	五島市	7		福江島			43
五島沿岸 - 44	五島市	19		福江島			44
合計		1,174					

【 7 沓岐沿岸】

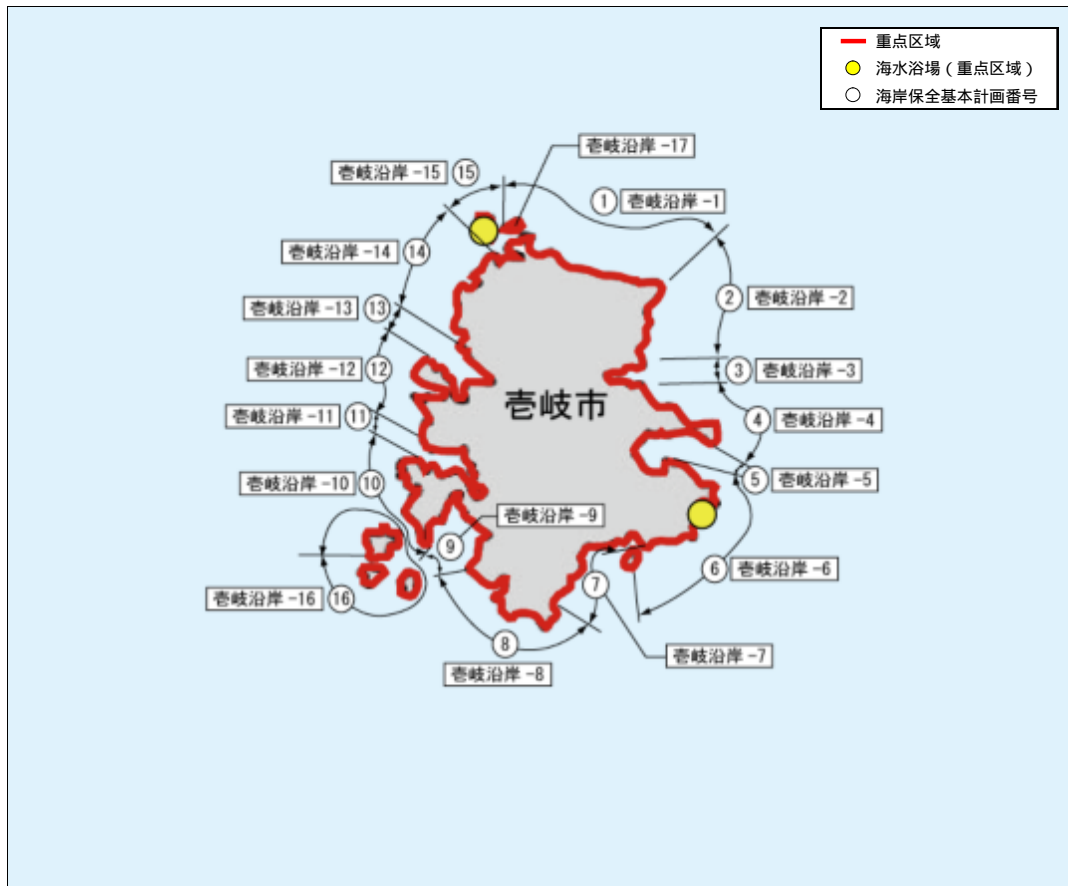


図 - 7 沓岐沿岸重点区域位置図

表 - 7 沓岐沿岸重点区域一覽表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保 基本計 画番 号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
沓岐沿岸 - 1	沓岐市	15		沓岐島			1
沓岐沿岸 - 2	沓岐市	6		沓岐島			2
沓岐沿岸 - 3	沓岐市	6		沓岐島			3
沓岐沿岸 - 4	沓岐市	7		沓岐島			4
沓岐沿岸 - 5	沓岐市	13		沓岐島			5
沓岐沿岸 - 6	沓岐市	15		沓岐島	筒城浜海水浴場、大浜海水 浴場、錦浜海水浴場		6
沓岐沿岸 - 7	沓岐市	10		沓岐島			7
沓岐沿岸 - 8	沓岐市	15		沓岐島			8
沓岐沿岸 - 9	沓岐市	15		沓岐島			9
沓岐沿岸 - 10	沓岐市	13		沓岐島			10
沓岐沿岸 - 11	沓岐市	19		沓岐島			11
沓岐沿岸 - 12	沓岐市	11		沓岐島			12
沓岐沿岸 - 13	沓岐市	19		沓岐島			13
沓岐沿岸 - 14	沓岐市	8		沓岐島			14
沓岐沿岸 - 15	沓岐市	15		沓岐島	辰島海水浴場		15
沓岐沿岸 - 16	沓岐市	18		原島、長島、大 島			16
沓岐沿岸 - 17	沓岐市	6		若宮島			-
合計		211					

【 8 対馬沿岸】



図 - 8 対馬沿岸重点区域位置図

表 - 8 対馬沿岸重点区域一覧表

重点区域名称	所在地	海岸延長 (km) 1	重点区域の状況 (2)				海岸保全 基本計 画番 号
			環境保全・ 海岸利用等	離島地域	海水浴場	必要と認めら れる海岸	
対馬沿岸 - 1	対馬市	42		対馬島			1
対馬沿岸 - 2	対馬市	23		対馬島			2
対馬沿岸 - 3	対馬市	48		対馬島			3
対馬沿岸 - 4	対馬市	39		対馬島			4
対馬沿岸 - 5	対馬市	49		対馬島			5
対馬沿岸 - 6	対馬市	40		対馬島			6
対馬沿岸 - 7	対馬市	123		対馬島、沖ノ島、赤島			7
対馬沿岸 - 8	対馬市	37		対馬島	美津島海水浴場		8
対馬沿岸 - 9	対馬市	25		対馬島			9
対馬沿岸 - 10	対馬市	24		対馬島			10
対馬沿岸 - 11	対馬市	35		対馬島			11
対馬沿岸 - 12	対馬市	114		対馬島			12
対馬沿岸 - 13	対馬市	8		対馬島			13
対馬沿岸 - 14	対馬市	46		対馬島			14
対馬沿岸 - 15	対馬市	113		対馬島			15
対馬沿岸 - 16	対馬市	16		対馬島、鳥山島			16
対馬沿岸 - 17	対馬市	21		対馬島			17
対馬沿岸 - 18	対馬市	24		対馬島			18
対馬沿岸 - 19	対馬市	62		対馬島			19
対馬沿岸 - 20	対馬市	1		対馬島			20
対馬沿岸 - 21	対馬市	14		対馬島			21
対馬沿岸 - 22	対馬市	38		対馬島			22
合計		942					

資 料 編

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法:議員立法)の概要 (平成21年制定、平成30年6月改正)

目的 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念 ○総合的な海岸環境の保全・再生 ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ○海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

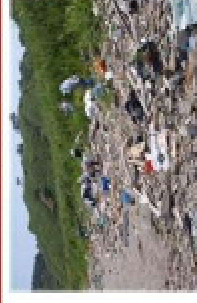
海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 処理の責任等

- ① 海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のために必要な措置を講じなければならない。
- ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。等

(2) 地域外からの海岸漂着物への対応

- ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
 - ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
 - ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等
- (3) 漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進
国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。



海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因に係る定期的な調査、② 市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置に努める。

マイクロプラスチック対策

① 事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。② 政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰 環境教育・普及啓発等 調査研究等 国際的な連携の確保・国際協力の推進

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策を総合的に推進するための基本的な方針の変更について

経緯

平成21年の海岸漂着物処理推進法制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30年6月に同法が改正された。法改正を踏まえ、同法に基づく政府の基本方針を変更するもの。

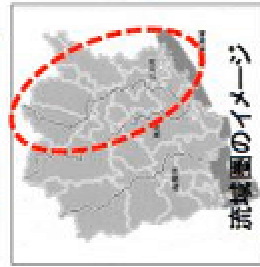
主な改正事項

1. 漂流ごみ等の円滑な処理の推進
2. 3Rの推進等による発生抑制
3. マイクロプラスチック対策
4. 民間団体等の活動支援
5. 国際連携、国際協力

1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

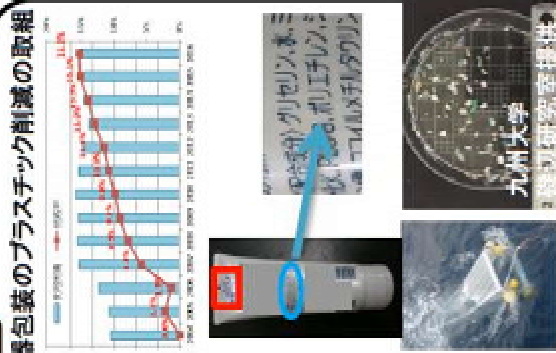
① 海岸漂着物等の円滑な処理

- 流域圏(内陸～沿岸)で関係主体が一体となって対策を実施
- 地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
- 大規模漂着流木等の緊急的な処理に対する災害関連制度の活用を推進



② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ① 3Rの推進による循環型社会の形成
 - ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどにより、廃プラスチック類の排出を抑制
 - 効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進、廃プラスチック類の適正処理を徹底
 - 漁具等の海域で使用されるプラ製品の陸域での回収徹底、可能な限り、分別、リサイクル
- ② マイクロプラスチックの海洋への排出の抑制
 - 事業者は、洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減徹底など、マイクロプラが海洋に流出しないよう、その使用抑制に努力
 - 国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について、実態を把握



③ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ① 行政、国民、民間団体、事業者等の全国規模での連携強化
- ② 表彰等により積極的な参画を促進
- ③ 研究者間の連携を強化

2 地域計画の作成に関する基本的事項

- 地域計画には、重点区域の設定、対策内容等を規定
- 都道府県が地域計画を作成又は改定するに当たっては、内陸から沿岸に渡る流域圏の主体が一体となる必要があること等に留意。

④ 国際連携の確保及び国際協力の推進

- ① 世界的な取組への積極的な関与
- ② アジア等の関係国との連携・協力の促進
- ③ 途上国の発生抑制対策の支援
- ④ 地球規模のモニタリング・研究ネットワーク構築

⑤ その他対策に必要な事項

- 環境教育
- 消費者教育
- 普及啓発
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用 等

3 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

- 地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、有識者や事業者等を含む幅広い主体の参加が望まれる。
- その他
1. 推進体制
 2. 各種施策の点検

